

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定
<u>（納税申告等に係る事前教示）</u>	<u>（納税申告等に係る事前教示の手続）</u>
7 - 17 法第 7 条第 3 項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めることをいう。以下この項、7 - 18、7 - 19 及び 7 - 22 において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、7 - 18、7 - 19 及び 7 - 22 において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとするが、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。	7 - 17 法第 7 条第 3 項((事前教示))に規定する事前教示（以下「事前教示」という。）の手続は、次による。
(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、7 - 18 及び 7 - 19 において「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第 70 条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、7 - 18 及び 7 - 19 において「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。	(1) 本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示
(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭による回答は、意見の申出を行うことができないこと。	イ 本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、原産地、内国消費税及び地方消費税（以下「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第 70 条((証明又は確認))に規定する「他法令」の適用の有無（以下「関税率表適用上の所属区分等」という。）に関する照会及び回答の手続は、次による。
なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7 - 18 及び 7 - 19 において「関税率表適用上の所属区分等」という。）並びに原産地に係るものについては後記 7 - 18(事前照会に対する文書回答の手続等)及び 7 - 19(事前照会に対する口頭回答の手続等)により、関税評価に係るものについては関税評価に係る事前教示制度について（平成 17 年 6 月 21 日財関第 806 号）によるものとする。	(イ) 照会者が書面による回答を希望する場合には、「事前教示に関する照会書」(C 第 1000 号)(原産地に関する照会の場合には、「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C 第 1000 号 - 2)とする。以下「照会書」という。)(記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書(つづき)」を照会書に添付の上、割印させるものとする。)を 1 通提出することにより行わせる。照会書の提出を受けた税関は、「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C 第 1000 号 - 1)(原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地照会用)」(C 第 1000 号 - 3)とする。以下「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することにより回答するものとする。なお、一照会書につき一品目の事前教示とする(セット物品を除く。)
	ただし、照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、適宜の様式による照会に係る書面を提出することにより照会を行わせることとし、回答書によつて回答するものとする。この場合にあつては、当該照会に係る書面には、原則として、照会書に記載された必要事項を転記するほか、照会書についての注意

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>事項を適宜付記しておくものとする。また、この場合にあつても、回答書を照会に係る書面の写しとともに交付し又は送達するものとする。</u> <u>(ロ) 上記(イ)以外の場合には、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行う。ただし、照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、上記(イ)に準じて行わせるものとし、回答の内容が申告税額に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」(C-1000-4)にとどめ、統括審査官の確認を受けるものとする。</u> <u>(ハ) 上記(イ)（同(ロ)において準用する場合を含む。）により照会書を提出させる場合には、当該照会書の各欄に必要事項を可能な限り記載させるほか、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等について記載させ、原産地に関する照会にあつては、関係する国における加工、製造に関する事項について記載させるものとし、また、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。上記(イ)により適宜の様式による照会に係る書面を提出させる場合又は上記(ロ)により口頭による照会を行わせる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</u> <u>なお、照会者が、当該貨物の製造、性状、関係する国における加工、製造に関する事項等のうち、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を与えるよう努めるものとする。</u> <u>(ニ) 上記(イ)又は(ロ)により照会を行わせる場合には、見本又はこれに代わる写真、図面その他の参考資料（やむを得ない理由がある場合を除き、上記(ハ)の商品説明の一部を構成しないものとして取り扱う。）を提出させるものとするが、この場合における参考資料の提出は、必要最小限にとどめるものとする。</u> <u>なお、照会者が、回答を受けた後に参考資料の返還を希望する場合には、その旨申し出させるものとする。</u> <u>(ホ) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答すること</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>が適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を明示するものとする。</u> <u>ロ 照会書の提出があつた場合において、当該照会書に記載された商品説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定することが困難であると認められるときは、書面による補足説明を可及的速やかに行わせるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</u> <u>(イ) 「事前教示に係る補足説明書」(C - 1002)(以下「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</u> <u>(ロ) 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</u> <u>照会書が提出されず、その他の方法により商品説明がなされた場合において、当該商品説明が不十分なときは、適宜の方法により補足説明を行わせるものとする。</u> <u>なお、補足説明書の提出があつた場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、保管する。回答の際には、割印済の照会書の写し及び補足説明書の写しを、回答書とともに交付し又は送達するものとする。また、適宜の様式による補足説明があつた場合には、回答書にこれを転記するものとする。</u> <u>ハ 上記ロにより補足説明を求めるに当たっては、予め必要な補足説明の内容について十分説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を徒過し、適宜催告を行つた後においても補足説明がない場合には、照会者に対し、回答不能として処理する旨通知するものとする。また、補足説明が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</u> <u>二 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項及び後記 7 - 18 において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 13 年 11 月 26 日財関第 950 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項及び後記 7 - 19 において同じ。）の改正により、以前に書面又は口頭により行つた回答が影響を受ける場合であつても、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令及び通達の改正</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	により回答が影響を受けるか否かについて照会があつた場合には、適切な回答を行うものとする。 ホ 法令及び通達の改正以外の理由により、以前に書面により行つた回答を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。 (イ) 法令及び通達の解釈の変更により、以前に書面により行つた回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C - 1000 - 1）（原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地照会用）」（C - 1000 - 3）とする。以下「変更通知書」という。）の「分類理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載し、また当該変更が「分類解釈の変更」として処理されるものであつたときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。 ただし、当該変更により、照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始したこと及び当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、かつ、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められるときは、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）輸入予定期間（当該変更を行つた日から 3 ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し又は送達するものとする。 (ロ) その他の理由により、以前に書面により行つた回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による書面により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>記載し、さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し又は送達するものとする。</u> <u>なお、上記(イ)により交付又は送達した変更通知書を変更し又は撤回する場合及び上記(ロ)により発出した事前教示回答書を変更し又は撤回する場合の手続きは、上記(イ)又は(ロ)によるものとし、また、口頭により回答を行つた場合において、当該回答を変更し又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭により、その旨通知するよう努めるものとする。</u> <u>ただし、当該変更し又は撤回する場合の手續は、その発出日（再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日）から 3 年以内の回答又は変更通知について行うものとし、3 年を経過したものについては、不要とする。</u> <u>(2) 本邦に到着している貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示</u> <u>イ 貨物の輸入申告を行うに当たつて行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る申告書類を呈示することにより行わせるものとする。また、回答を行うに当たり事前に貨物の貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）を行う必要があると認められるときは、必要な貨物確認を行つた上、回答を行うものとする。</u> <u>ロ 上記イ以外の照会、回答等の手續については、上記(1)に準ずるものとする。</u> <u>(3) 上記(1)（同(2)のロにより準用する場合を含む。）の照会に対する事前教示回答書に関する異議の申出</u> <u>イ 以前に書面により行つた回答（変更通知を含む。）（以下「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分又は原産地について、照会者が異議を有し当該所属区分又は原産地について再検討を希望する場合には、「事前教示回答書（変更通知書）に関する異議の申出書」（C-1001）（以下「申出書」という。）を 1 通提出することにより行わせる。申出書の提出を受けた税関は、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として交付し又は送達することにより回答するものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（事前照会に対する文書回答の手続等） 7 - 18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。 (1) 照会者 照会は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行わせるものとする。 (2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から(9)までの手続の対象とするものとする。	再検討の結果、回答等における関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更又は撤回する場合は、前記(1)のホに準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し又は送達することにより回答するものとする。 ただし、申出書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、適宜の様式による申出に係る書面を提出することにより申出を行わせることとし、適宜の様式による回答に係る書面により回答するものとする。この場合にあつては、当該回答に係る書面には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る書面に記載された必要事項を転記するほか、申出書「回答書」の欄についての注意事項を適宜付記しておくものとする。 □ 上記イにより申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記イにより適宜の様式による申出に係る書面を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。 (4) 関税評価に係る事前教示 関税評価に係る事前教示については、「関税評価に係る事前教示制度について」（平成 17 年 6 月 21 日財関第 806 号）に定める。 (5) 上記(1)及び(4)以外の照会については、特に書面による回答を求められた場合を除き、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行うものとし、軽微なものを除き、その内容を記録にとどめる （納税申告等に係る事前教示等を行うに当たつての留意事項） 7 - 18 前記 7 - 17 の(1)又は(2)により事前教示を行うに当たつては、また、同(3)により異議の申出を受けるに当たつては、次の事項に留意するものとする。 (1) 照会は、輸入者、輸出者その他照会しようとする貨物について利害関係を有する者又はそれらの代理人に行わせるものとする。 (2) 照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として、当該主要輸入予定地を管轄する税関に対して行わせるものとする。 (3) 照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定するに当たつて、かなりの期間を要すると認められる場合には、照会者に対し、速やかにその

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>イ 架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること</u> <u>ロ 照会者が下記(3)のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること</u> <u>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</u> <u>(イ) 照会者及びその利害関係者が、照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る紛争等が生じているもの</u> <u>(ロ) (イ)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</u> <u>(3) 受理</u> <u>イ 照会文書の受付窓口</u> <u>照会は、原則として、税関の本関において受け付けるものとする。ただし、照会者が遠隔の地にある者等の場合には、署所で受け付けて差し支えない。</u> <u>ロ 提出書類等</u> <u>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</u> <u>(イ) 照会者が次の から までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C - 1000)又は次の 、 及び から までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（原産地照会用）」(C - 1000 - 2)(以下この項において「照会書」という。)</u> <u>照会内容</u> <u>照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、銘柄及び型番並びに貨物の説明</u> <u>照会に係る貨物の単価</u> <u>照会に係る貨物の輸入予定官署</u> <u>照会に係る貨物の輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無</u> <u>照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見</u> <u>下記(ロ)の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否</u> <u>照会内容及び回答内容について、公開することの可否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間</u>	<u>旨通知するものとする。</u> <u>(4) 書面により照会が行われる際及びこれに対する回答を行う際には、照会者に対し、照会書及び回答書の注意事項につき十分説明するとともに、注意を喚起しておくものとする。</u> <u>(5) 架空の商品に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、照会者に対し、回答することができない旨通知するものとする。</u> <u>(6) 内国消費税等の適用区分及び税率並びに法第 70 条に規定する「他法令」の適用の有無に関する照会については、可能な場合に限り回答を行うものとし、疑義がある場合には、照会者に対し、主管省庁へ問い合わせるよう指導するものとする。</u> <u>(7) 異議の申出は、前記 7 - 17 の(1)又は(2)により書面による事前教示の回答（変更又は撤回を含む。）を受けた者又はその代理人に行わせるものとする。</u> <u>(8) 異議の申出は、当該申出に係る回答書（変更通知書を含む。）の交付又は送達を行つた税関に対して行わせるものとする。</u> <u>(9) 異議の申出は、当該申出に係る回答書（変更通知書を含む。）の交付又は送達の日付の翌日から起算して2月以内においてのみ受け付けるものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>照会者が上記(1)に該当する者であること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認</u> <u>(注 1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記 から まで（原産地に係る照会については を除く。）の事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</u> <u>(注 2) 一の照会書につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</u> <u>(注 3) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</u> <u>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</u> <u>(注 4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記(5)の口の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</u> <u>(注 5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付の上、割印させるものとする。</u> <u>(ロ) 見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料</u> <u>(注 1) 参考資料の提出は必要最小限にとどめるものとする。</u> <u>(注 2) 参考資料の返却の要否について照会書に記載されていることを確認するものとする。なお、返却する場合には輸入申告された貨物との同一性確認の観点から、当該返却する資料について複写、写真等により記録にとどめるものとする。</u>	

改正後	改正前
<u>八 受理時の形式審査事務</u> <u>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会 応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。</u> <u>また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて</u> <u>検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関</u> <u>税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下</u> <u>この項、7 - 19 及び 7 - 22 において「首席関税鑑査官等」という。）を、</u> <u>原産地に関する照会については原産地調査官をいう。以下この項におい</u> <u>て同じ。）と協議の上、この事務を行うものとする。</u> <u>(イ) 照会応答担当者は、受理に際し、照会書の記載事項及び参考資料に</u> <u>不備がないことを確認する。</u> <u>(ロ) 照会応答担当者は、照会書の記載事項に不明な点があるとき又は審</u> <u>査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の</u> <u>補正又は資料の追加提出等を求め、当該記載事項の補正又は資料の追</u> <u>加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。</u> <u>なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原</u> <u>則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記</u> <u>載し照会書を返付することにより行うこととする。</u> <u>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明</u> <u>するとともに、下記 から までに掲げる事項（原産地に関する照会</u> <u>である場合は に掲げる事項を除く。）を確実に伝えるとともに、照</u> <u>会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について</u> <u>確認するものとする。</u> <u>事前教示回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内</u> <u>容等を拘束するものではない旨</u> <u>架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会に</u> <u>ついては、回答することができない旨</u> <u>照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨</u> <u>(注) 照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合</u> <u>には、下記(7)により処理することとなる。</u> <u>回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適</u> <u>用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎ</u> <u>ないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必</u>	

改正後	改正前
<u>要がある旨</u> <u>二 提出書類の検討部門への送付</u> <u>署所の照会応答担当者は、提出された上記口の(イ)及び(ロ)の書類を検討部門へ直ちに送付するものとする。</u> <u>(4) 受理後の処理</u> <u>イ 検討部門の事務処理</u> <u>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</u> <u>(イ) 提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するに当たって、下記八の検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。</u> <u>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</u> <u>「事前教示に係る補足説明書」(C - 1002)(以下この項において「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</u> <u>照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</u> <u>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</u> <u>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を経過し、適宜補足説明を要請しても応答しない場合には、照会者に対し、回答不能である旨通知し、その旨照会書に記載するものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</u> <u>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、次の方法により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとする。ただし、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。</u> <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合</u> <u>照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等の決定に必要と認められる事項等を画像情報として入力し、分類検討の結果としての回答書（案）の登録を行う。</u> <u>原産地に関する照会の場合</u> <u>照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、検討の結果としての回答書（案）を総括原産地調査官に送付する。</u> <u>(注 1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を回答書（案）に明示するものとする。</u> <u>(注 2) 内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に関する照会については、可能な場合に限り、税関限りの意見に基づく情報として回答を行うものとする。</u> <u>(注 3) 「関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</u> <u>受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物</u> <u>照会者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物</u> <u>新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が困難なもの</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>従前に回答した関税率表適用上の所属区分等又は原産地について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等又は原産地を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</u> <u>その他関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物</u> (二) <u>上記(ハ)により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行うものとする。</u> <u>(注) 関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合には、システム登録された内容の変更登録を行うこと。</u> □ <u>総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理</u> <u>上記イにより検討部門から送付され、又はシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。</u> <u>(イ) 検討部門から送付され、又はシステム登録された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を直ちに行うものとする。</u> <u>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</u> <u>(ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。</u> <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合</u> <u>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。</u> <u>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は、再度検討部門に対し</u>	

改正後	改正前
<u>て修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。</u> <u>原産地に関する照会の場合</u> <u>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。</u> <u>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は再度検討部門に対して修正を指示するものとする。</u> <u>(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u> <u>八 検討期間</u> <u>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから 30 日以内に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</u> <u>ただし、当該期間には、例えば、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間のような税関の責めに帰すことができない理由により要した期間を含めないものとする。</u> <u>(注) 30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</u> <u>(5) 回答及び公開</u> <u>イ 回答</u> <u>(イ) 検討部門は、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C - 1000 - 1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）(原産地回答用）」(C - 1000 - 3)(以下この項において「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</u> <u>また、原産地に関する照会で上記(4)のイの(ハ)ただし書により税関</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</u> <u>（注）回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は次のとおりとする。</u> <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会</u> <u>システムにより付与された登録番号を付するものとする。</u> <u>原産地に関する照会</u> <u>総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税関限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする</u> <u>（ロ）回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。</u> <u>また、関税率表適用上の所属区分等に関する照会である場合には、当該回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨説明するものとする。</u> <u>（注）回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対し上記の事項が回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。</u> □ <u>公開</u> <u>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会及び回答の内容は回答後原則として公開とし、税関ホ－ムペ－ジ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があったものについては必要な期間に限り、非公開とするものとする。</u> <u>（イ）照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>（ロ）照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>(ハ) 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>(ニ) 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>(ホ) 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</u> <u>(ハ) その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</u> <u>(6) 変更及び撤回</u> <u>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</u> <u>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u> <u>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</u> <u>法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C - 1000 - 1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C - 1000 - 3）</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</u> <u>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</u> <u>さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</u> <u>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</u> <u>その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>は送達するものとする。</u> <u>なお、上記 により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記 又は によるものとする。</u> <u>□ 法令又は通達の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令又は通達の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</u> <u>(7) 意見の申出</u> <u>イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分若しくは統計品目番号又は原産地（以下(7)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」（C - 1001）（以下この項において「申出書」という。） 1 通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。</u> <u>(注 1) 申出書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号、意見の申出を行う再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した適宜の様式による文書を提出させることにより申出を行わせることとし、適宜の様式による回答に係る文書により回答するものとする。この場合にあっては、当該回答に係る文書には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る文書に記載された必要事項を転記するほか、申出書の注意事項を適宜付記しておくものとする。</u> <u>(注 2) 申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記(注 1)により適宜の様式による申出に係る文書を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</u> <u>□ 申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、総括</u>	

改正後	改正前
<u>関税鑑査官及び他関の首席関税鑑査官等又は総括原産地調査官及び他関の原産地調査官へ意見の申し出が提出された旨連絡するものとする。</u> <u>また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に送付するものとする。</u> 八 <u>総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u> 二 <u>総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記八の協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他の税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官にも送付するものとする。</u> <u>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。</u> ホ <u>申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</u> <u>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(6)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</u> <u>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官へ、その旨連絡するものとする。</u> ヘ <u>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから 30 日以内に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</u>	

改正後	改正前
<u>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</u> <u>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求め</u> <u>てから回答があるまでの期間のような税関の責めに帰すことができ</u> <u>ない期間</u> <u>(ロ) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範</u> <u>囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</u> <u>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</u> <u>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次に</u> <u>よるものとする。</u> <u>イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のイ若しくは上記(6)のイの(ロ)の</u> <u>により申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(6)のイ</u> <u>の(ロ)の（上記(7)の水において準用する場合を含む。）により申告者</u> <u>に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回</u> <u>答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、</u> <u>当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表</u> <u>適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するも</u> <u>のとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、</u> <u>上記(6)のイ（上記(7)の水において準用する場合を含む。）による変更</u> <u>又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。ま</u> <u>た、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であ</u> <u>るかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提</u> <u>出を求める等により確認するものとする。</u> <u>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交</u> <u>付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交</u> <u>付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の</u> <u>首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じて行うものとする。</u> <u>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所</u> <u>属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度に</u> <u>おいて、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答</u> <u>書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</u> <u>(イ) その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあ</u> <u>っては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</u> <u>(ロ) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定す</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>るため前提となる貨物説明と合致しない貨物説明に基づく回答書等（なお、この場合における貨物説明（後者）とは、回答書等に記載された照会貨物に係る事項（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注 1)により明示された条件を含む。）であって、関税率等の決定上関連するものをいう。）</u> <u>(ハ) 法令又は通達の改正により、参考とならなくなった回答書等</u> <u>(ニ) 法令又は通達の適用を誤った回答書等</u> <u>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。</u> <u> 上記(6)のイ（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</u> <u> ただし、上記(6)のイの(ロ)の ただし書（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(6)のイの(ロ)の ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</u> <u> なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(6)のイの(ロ)の ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</u> <u> 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記(6)のイの(ロ)の ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 のただし書に準じて取り扱うものとする。）</u> <u>(9) その他</u> <u> イ 各税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、取り扱った事前教示</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</u> <u>ロ 交付済又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。</u> <u>（事前照会に対する口頭回答の手続等）</u> 7 - 19 <u>口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</u> <u>(1) 照会者</u> 照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行わせるものとする。 <u>(2) 対象となる照会の範囲</u> 照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。 <u>イ 架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること</u> <u>ロ 照会者が、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提示が行われること</u> <u>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</u> <u>(イ) 照会に係る貨物について、当該照会者及びその利害関係者が当該貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る紛争等が生じているもの</u> <u>(ロ) 照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行わせることが相当と判断されるもの</u> <u>(ハ) (イ)及び(ロ)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</u> <u>(3) 照会に対する口頭による回答</u> <u>イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を</u>	<u>（輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い）</u> 7 - 19 <u>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</u> <u>(1) 輸入（納税）申告書に、前記 7 - 17 の(1)のイの(イ)（同(2)において準用する場合を含む。）若しくは同(1)のホの(ロ)により申告者に対して交付又は送達された回答書又は同(1)のホの(イ)（同(2)及び(3)において準用する場合を含む。）により申告者に対して交付又は送達された変更通知書（以下「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(2)に該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号及び原産地（以下「関税率等」という。）を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について前記 7 - 17 の(1)のホ（同(2)及び(3)において準用する場合を含む。）により変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認しておくものとする。また、事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一の貨物であるかについても、必要に応じ登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認しておくものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達を行つた事前教示担当部門と協議するものとする。</u> <u>(2) 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率等は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</u> <u>イ その交付又は送達のあつた日（再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日）から 3 年を経過した回答書等</u> <u>ロ 輸入貨物の適正な関税率等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づく回答書等（なお、この場合における商品説明</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。 (イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別 (ロ) 照会に係る貨物の説明及び照会者の意見 (ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入予定官署 (ニ) その他参考となる資料の有無 (注 1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を伝えるものとする。 (注 2) 照会に係る貨物の説明について、関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に聴取するものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を聴取し、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。 なお、提示された条件では、該当する関税率表適用上の所属区分等又は原産地が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している条件について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。 ロ 輸入申告に際して行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る後記 67 - 3 - 4（輸入申告書の添付書類）の添付書類を呈示することにより行われ、また、必要に応じて後記 67 - 3 - 9（事前検査）により貨物確認を行った上、回答を行うものとする。 ハ 原則として、本関において回答を行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、回答を求められた署所が回答することとして差し支えない。 ニ 回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨に	（後者）とは、回答書等に記載された照会貨物に係る事項（前記 7 - 17 の(1)のイの(ホ)（同(2)において準用する場合を含む。）による条件及び前記 7 - 17 の(1)のロの(イ)（同(2)において準用する場合を含む。）に規定する補足説明を含む。）であつて、関税率等の決定上関連するものをいう。） ハ 法令及び通達の改正により影響を受け、参考となくなつた回答書等 ニ 法令及び通達の適用を誤つた回答書等 ホ 上記イからニまでのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。 (イ) 前記 7 - 17 の(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)による変更又は撤回の通知が行われた回答書等（ただし、同(1)のホ（同(2)及び(3)において準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入（納税）申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている前記 7 - 17 の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間以内に輸入（納税）申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率等を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつた上、これを返還するものとする。 なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は前記 7 - 17 の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなつた場合には当該回答書等は返付させるものとする。） (ロ) 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、前記 7 - 17 の(1)のホに準じて申告者に再交付し又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記(イ)のただし書に準じて取り扱うものとする。）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ついて説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</u> <u>(イ) 口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記 7 - 18 の手続により、文書による回答を求める必要がある旨。</u> <u>(ロ) 関税率表適用上の所属区分等に関する照会である場合には、回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨</u> <u>(ハ) 照会に対する口頭回答は、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできない旨</u> <u>(二) 架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨</u> <u>ホ 口頭により回答を行った場合において、当該回答を変更し、又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭によりその旨連絡するように努めるものとする。</u> <u>(4) その他</u> <u>イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」(C - 1000 - 4)(関税率表適用上の所属区分等の場合)又は「口頭照会に対する回答記録票(原産地用)」(C - 1000 - 5)(原産地の場合)にとどめるものとする。</u> <u>ロ 照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。</u> <u>ハ インターネットによる照会及び回答の手続等については、この項の規定を準用する。なお、回答を行う際には、上記(3)の二の(イ)から(ハ)までの注意事項を必ず記載するものとする。</u> (関税率表及び原産地の統一的適用) 7 - 22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。 (1) 輸入申告に係る関税率表及び原産地の統一的適用 イ 所属区分及び原産地の審査上参考となる事項の確認 (イ) 輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及	(関税率表及び原産地の統一的適用) 7 - 22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。 (1) 輸入申告に係る関税率表及び原産地の統一的適用 イ 所属区分及び原産地の審査上参考となる事項の確認 (イ) 輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
び原産地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税関又は申告税関以外の税関において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における取扱い例その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。 (ロ) 上記(イ)の記載は、輸入申告の際に判明している限度において行わせるものであり、原則として、申告者にそのための特別な調査又は資料提供を要求するものではない。 なお、輸入（納税）申告書の税関記入欄に当該記載がない場合においても、輸入申告に係る貨物の所属区分等の審査上参考となる事項を聴取することが必要と認められるときは、当該事項の有無を確認し、必要に応じ、輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の記載は、継続的に輸入される貨物で、その所属区分等が明確なものの、スポット的に輸入される貨物であってもその所属区分等につき疑義がないもの、包括審査済貨物その他<u>所属区分等</u>の適用上不統一を生ずるおそれが少ないと認められる貨物については要しないものとする。 (ニ) 通関業者が輸入者から貨物（上記(ハ)に掲げるものを除く。）の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の所属区分等の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう、指導する。 □ 関係部門の協議及び通関処理 (イ) 輸入申告に係る貨物の所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、当該輸入申告の審査担当職員は、自部門の統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者。<u>以下この項において同じ。</u>）にその旨報告するものとする。（なお、上記イにより記載させた事項は、所属区分等の検討の際に考慮するものとする。） (ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自関の首席関税鑑査官等と、原産地認定の解釈及び適用に係るものについては、自関の原産地調査官とそれぞれ協議の上、処理するものとする。	び原産地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税関又は申告税関以外の税関において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における取扱い例その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。 (ロ) 上記(イ)の記載は、輸入申告の際に判明している限度において行わせるものであり、原則として、申告者にそのための特別な調査又は資料提供を要求するものではない。 なお、輸入（納税）申告書の税関記入欄に当該記載がない場合においても、輸入申告に係る貨物の所属区分等の審査上参考となる事項を聴取することが必要と認められるときは、当該事項の有無を確認し、必要に応じ、輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の記載は、継続的に輸入される貨物で、その所属区分等が明確なものの、スポット的に輸入される貨物であつてもその所属区分等につき疑義がないもの、包括審査済貨物その他<u>関税率表及び原産地</u>の適用上不統一を生ずるおそれが少ないと認められる貨物については要しないものとする。 (ニ) 通関業者が輸入者から貨物（上記(ハ)に掲げるものを除く。）の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の所属区分等の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう、指導する。 □ 関係部門の協議及び通関処理 (イ) 輸入申告に係る貨物の所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、当該輸入申告の審査担当職員は、自部門の統括審査官にその旨報告するものとする。（<u>なお、上記イにより記載させた事項は、所属区分等の検討の際に考慮するものとする。</u>） (ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自関の関税鑑査官と、原産地認定の解釈及び適用に係るものについては、自関の原産地調査官とそれぞれ協議の上、処理するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
所属区分等につき、申告税関又は申告税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物 所属区分等につき、申告者と意見が一致しない貨物 新規に輸入される貨物（<u>所属区分等の決定が容易なものを除く。</u>） 所属区分等につき、従来の取扱いを変更しようとする貨物（明白な誤りを訂正する場合等を除く。） その他各税関において本関に協議することを指定した貨物 (ハ) 上記(ロ)の協議を受けた<u>首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、必要に応じ、関係する自関他部門の統括審査官又は他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官に協議するものとする。</u> (ニ) <u>上記(イ)に該当する輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、関税率表適用上の所属区分に係る検討を要する申告は輸入許可前引取又は事後審査扱いにより処理し、原産地に係る検討を要する申告は輸入許可前引取により処理するものとする。</u> <u>なお、輸入許可前引取又は事後審査の適切な管理に留意するものとする。</u> (ホ) 所属区分等について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される所属区分等が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠をできる限り具体的に説明するものとする。 (2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等 イ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議 輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し、又は決定するために必要な事務は、<u>上記(1)に定めるとおり</u>、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。総括関税鑑査官は、協議結果をシステムに入力する際、当該協議案件が「分類解釈の変更」として処理されるものであったときは、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。	所属区分等につき、申告税関又は申告税関以外の税関の実績と不統一があり又は不統一が生ずるおそれのある貨物 所属区分等につき、申告者と意見が一致しない貨物 新規に輸入される貨物（<u>関税率表又は原産地の適用に係る決定が容易なものを除く。</u>） 所属区分等につき、従来の取扱いを変更しようとする貨物（明白な誤りを訂正する場合等を除く。） その他各税関において本関に協議することを指定した貨物 (ハ) 上記(ロ)の協議を受けた<u>関税鑑査官又は原産地調査官は、必要に応じ、関係する自関他部門の統括審査官又は他関の関税鑑査官又は原産地調査官に協議するものとする。</u> (ニ) <u>上記(イ)により所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、事後審査扱いにより処理するものとする。</u> (ホ) 所属区分等について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される所属区分等が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠をできる限り具体的に説明するものとする。 (2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等 イ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議 輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し又は決定するために必要な事務は、<u>前記(1)に定めるとおり</u>、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。総括関税鑑査官は、協議結果をシステムに入力する際、当該協議案件が「分類解釈の変更」として処理されるものであったときは、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(イ) 所属区分等につき、2 以上の税関の意見が相違する貨物 (ロ) 所属区分等につき、申告者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物 (ハ) 新規に輸入される貨物であつて、<u>所属区分等の決定が困難なもの</u> (二) 従前に適用した所属区分等について疑義が生じ、これと異なる所属区分等を適用することについて検討する必要があると認められる貨物 (ホ) その他所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる貨物 □ 協議要領 上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。 (イ) 当該協議は、<u>首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税関における取扱い等につき、把握した上、速やかに処理するものとする。</u> (ロ) 当該協議を行つた貨物の所属区分等を決定するために必要な分析、貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。 (ハ) 当該協議は、口頭その他の適宜の方法により行うものとする。 ハ 本省への報告 当該協議の際、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、必要に応じ、当該協議内容を本省に報告するものとする。 二 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官による情報の提供等 (イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記イの協議対象貨物以外の貨物についても税関から関税率表の解釈及び適用又は<u>原産地認定の解釈及び適用に関する照会を受けた場合には、速やかに参考となる情報を提供しよう努めるものとする。</u> (ロ) 税関は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官における上記(イ)の機能を円滑に推進させるため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。	(イ) 所属区分等につき、2 以上の税関の意見が相違する貨物 (ロ) 所属区分等につき、申告者が税関と異なる意見を有し、<u>特に慎重に</u>検討する必要があると認められる貨物 (ハ) 新規に輸入される貨物であつて、<u>関税率表及び原産地の適用に係る決定が困難なもの</u> (二) 従前に適用した所属区分等について疑義が生じ、これと異なる所属区分等を適用することについて<u>特に慎重に</u>検討する必要があると認められる貨物 (ホ) その他所属区分等について<u>特に慎重に</u>検討する必要があると認められる貨物 □ 協議要領 上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。 (イ) 当該協議は、<u>原則として、相互に関税鑑査官又は原産地調査官を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税関における取扱い等につき、把握した上、可及的速やかに処理するものとする。</u> (ロ) 当該協議を行つた貨物の所属区分等を決定するために必要な分析、貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。 (ハ) 当該協議は、口頭その他の適宜の方法により行うものとする。 ハ 本省への<u>上申</u> 当該協議の際、総括関税鑑査官は、必要に応じ、当該協議内容を本省に報告するものとする。 二 総括関税鑑査官による情報の提供等 (イ) 総括関税鑑査官は、上記イの協議対象貨物以外の貨物についても税関から関税率表の解釈及び適用に関する照会を受けた場合には、可及的速やかに参考となる情報を提供しよう努めるものとする。 (ロ) 税関は、総括関税鑑査官における上記(イ)の機能を円滑に推進させるため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(ハ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と関税中央分析所は、関税率表又は原産地認定の解釈及び適用に関する情報交換等、相互に密接な連携に努めるものとする。 ホ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、関税率表又は原産地認定のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他関に配布するものとする。（システムに登録されている情報を除く。） (3) 通関実績等の通報等 イ 通関実績等の通報 (イ) 税関は、自関で取り扱った輸入実績のうち、次に掲げるものについては、<u>必要に応じ、本省、関税中央分析所、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関に対し通報するものとする</u>（下記 については総括関税鑑査官又は総括原産地調査官への通報を要しない。） 所属区分等を決定するため総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に協議した貨物に係る実績 新規に輸入された貨物に係る実績（<u>所属区分等</u>の決定が容易なものを除く。） その他<u>所属区分等</u>に係る通報が他関の参考になると認められる貨物に係る実績 (ロ) 税関は、自関の部内会議又は他関との合同会議により、貨物の所属区分等について検討した場合には、当該会議の議事結果について、適宜、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関に通報するものとする。 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)により他関から通報を受けた実績に係る所属区分等と自関の輸入実績に係る所属区分等とが相違すること等の理由により、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。 ロ 不統一の防止 (イ) 税関は、所属区分等について不統一を生じ易い品目の中から、調査	(ハ) 総括関税鑑査官と関税中央分析所は、関税率表の解釈及び適用に関する情報交換等、相互に密接な連携に努めるものとする。 ホ 総括関税鑑査官は、関税率表のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他関に配布するものとする。（システムに登録されている情報を除く。） ヘ <u>総括原産地調査官は、原産地に係るものについて、上記ハ、二及びホに準じて行うものとする。この場合において、「総括関税鑑査官」とあるのは「総括原産地調査官」と、「関税率表」とあるのは「原産地認定」と読み替えるものとする。</u> (3) 通関実績等の通報等 イ 通関実績等の通報 (イ) 税関は、自関で取り扱った輸入実績のうち、次に掲げるものについては、<u>毎月（又は必要に応じ直ちに）本省、関税中央分析所及び他関に対し通報するものとする。</u> 所属区分又は原産地を決定するため総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に協議した貨物に係る実績 新規に輸入された貨物に係る実績（<u>関税率表及び原産地の適用に係る決定が容易なものを除く。</u>） その他<u>所属区分又は原産地</u>に係る通報が他関の参考になると認められる貨物に係る実績 (ロ) 税関は、自関の部内会議又は他関との合同会議により、貨物の所属区分等について検討した場合には、当該会議の議事結果について、適宜、<u>本省及び他関</u>に通報するものとする。 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)により他関から通報を受けた実績に係る所属区分等と自関の輸入実績に係る所属区分等とが相違すること等の理由により、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。 ロ 不統一等の防止 (イ) 税関は、所属区分等について不統一等を生じ易い品目の中から、調

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、<u>上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。 (ロ) 税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の所属区分等の不統一の有無についても調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、<u>上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。なお、このため各税関の<u>首席関税鑑査官等及び原産地調査官は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</u> 八 その他 税関は、輸入者、通関業者等が貨物の所属区分等の不統一の是正について容易に申し出ることができる環境を整備するよう努めるとともに、輸入者、通関業者等からの貨物の所属区分等の不統一等について申出が<u>あった場合には、上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。 (4) 事前教示に係る<u>関税率表及び原産地の統一的適用</u> <u>事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用については、前記 7 - 18 及び 7 - 19 による。</u>	対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、<u>前記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。 (ロ) 税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の所属区分等の不統一等の有無についても調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、<u>上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。なお、このため各税関の<u>関税鑑査官及び原産地調査官は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</u> 八 その他 税関は、輸入者、通関業者等が貨物の所属区分等の不統一の是正について容易に申し出ることができる環境を整備するよう努めるとともに、輸入者、通関業者等からの貨物の所属区分等の不統一等について申出が<u>あつた場合には、上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。 (4) 事前教示に係る<u>関税率表の統一的適用</u> <u>イ 口頭による所属区分に係る事前教示</u> <u>(イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示</u> <u>本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を求められた場合には、上記(1)のイと同様に、当該所属区分を決定するうえで参考となる事項の有無につき聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)の口</u>に準じて処理するものとする。 <u>本邦に到着していない貨物の所属区分に係る事前教示は、原則として、本関において行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、事前教示を求められた署所が回答することとして差し支えない。</u> <u>(ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示</u> <u>本邦に到着した貨物の所属区分について事前教示を求められた場合は、上記(イ)に準じて処理するものとする。</u> <u>(ハ) 総括関税鑑査官への協議については、上記(2)のイ及びロに準じて行うものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>□ 書面による所属区分に係る事前教示</u> <u>(イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示</u> <u>本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を照会書により求められた場合の処理は次の要領により行うものとする。</u> <u>当該所属区分の検討は本関において行うものとする。</u> <u>回答書は、分類の透明性の向上を図っていく観点から回答後原則として公開し、輸入者等の閲覧に供することができるものとする。</u> <u>ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があつたものについては一定期間非公開とするものとする。</u> <u>() 照会対象となつた貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>() 照会対象となつた貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によつて競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>() 照会対象となつた貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によつて競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>() 照会対象となつた貨物が未だに計画段階であり、実際に商品が輸入される前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</u> <u>() 照会対象となつた貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該情報が輸出者、納入先等から秘匿を要請されている場合</u> <u>() その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</u> <u>上記 の回答書の公開及び閲覧については、個々の照会の際に照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</u> <u>その際、照会者より非公開期間の設定が要請された場合は、上記に従つて処理するものとする。</u> <u>(ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示</u> <u>上記(イ)に準じて処理するものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>(ハ) 架空の商品等の各関相互通報</u> 各税関の関税鑑査官は、自関で取り扱った事前教示に関する照会のうち、上記 7 - 18 の(5)に該当する照会については、本省及び他関に書面その他適宜の方法により通報するものとする。 <u>(5) 書面による事前教示（所属区分に係るもの）に係る事務処理要領</u> イ 各税関の関税鑑査官は、前記 7 - 17 の(1)のイの(イ)により所属区分に係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。 <u>(イ) 照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の所属区分の決定に必要と認められる事項等をシステムに画像情報として入力し、分類検討の結果としての回答書（案）を登録する。ただし、関税率表等の規定により所属区分の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。</u> <u>(ロ) 税関限りで処理する場合は、システムにより賦与される登録番号（下記(ニ)及び(ホ)において「登録番号」という。）を付するものとする。</u> <u>(ハ) 登録した回答書（案）について、総括関税鑑査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正した上、回答書（案）の内容変更を登録するものとする。</u> <u>(ニ) 回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付するものとする。</u> <u>(ホ) 総括関税鑑査官から以前に行つた所属区分に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあつては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。</u> <u>(ハ) 交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するとともに、画像情報として保存するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめるものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>ロ 総括関税鑑査官は、各税関からシステムに入力された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）の事務処理を次の要領により行うものとする。</u> <u>(イ) 税関からシステムに入力された照会書及びその他の入力された情報並びに登録された照会書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の所属区分の検討を可及的速やかに行うものとする。</u> <u>(ロ) 上記(イ)の検討の結果、回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、当該回答書（案）の内容を確定させる登録を行うものとする。回答書（案）の内容について訂正を必要とする場合には、登録税関に対して適宜修正を指示し、指示どおりの修正が行われていることを確認した上で、当該回答書（案）の内容を確定させる登録を行うものとし、さらに訂正を必要とする場合は再度登録税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u> <u>(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u> <u>(ニ) 税関に対し以前に行つた所属区分に係る事前教示に関する照会の回答（税関限りで処理されたものを含む。）内容につき変更又は撤回を行う場合及び税関限りで処理され、システムに登録された回答書等の内容を検討し、その内容につき変更又は撤回を行う場合は、上記(ハ)に準じて行うものとする。</u> <u>ハ 所属区分に係る事前教示回答書の公開及び閲覧</u> <u>上記(4)のロの(イ)の による回答書の公開及び閲覧について、各税関の関税鑑査官は、回答書(変更通知書を含む。以下この項において同じ。)(案)をシステムに登録する際に、公開可能なもの（無期限の非公開期間が設定されているもの以外のもの）について公開対象とするものとし、当該公開対象となつた回答書の内容を税関ホ - ムペ - ジを利用して輸入者等の閲覧に供するものとする。</u> <u>(6) 書面による事前教示（原産地に係るもの）に係る事務処理要領</u> <u>イ 各税関の原産地調査官は、前記 7 - 17 の(1)のイの(イ)により原産地に係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。</u> <u>(イ) 照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、検</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>討の結果としての回答書（案）を総括原産地調査官に送付し、協議するものとする。ただし、原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。</u> <u>(ロ) 税関限りで処理する場合は、照会書に、適宜、登録番号を付するものとする。</u> <u>(ハ) 送付した回答書（案）について、総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正を行うものとする。</u> <u>(ニ) 回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、回答書及び照会書に総括原産地調査官から賦与される登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付又は送達するものとする。なお、税関限りで処理した回答書を交付又は送達した場合は、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、当該回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</u> <u>(ホ) 総括原産地調査官から以前に行つた原産地に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあつては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。</u> <u>(ヘ) 交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめるものとする。</u> <u>ロ 総括原産地調査官は、税関から送付された事前教示に関する照会（税関限りで処理されたものを除く。）の事務処理を次の要領により行うものとする。</u> <u>(イ) 税関から送付された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の原産地の検討を可及的速やかに行うものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>(ロ) 上記(イ)により得られた結果を、送付した税関に回答するとともに、登録番号を通知する。なお、回答書（案）の内容について訂正を必要とする場合には、送付した税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u> <u>(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u> <u>(二) 税関に対し以前に行つた原産地に係る事前教示に関する照会の回答（税関限りで処理したものを含む。）内容につき変更又は撤回を行う場合には、上記(ハ)に準じて行うものとする。</u> <u>(7) 事前教示に関する異議の申出</u> <u>イ 所属区分に係る回答に関する異議の申出</u> <u>前記 7 - 17 の(3)のイにより、照会者から照会貨物の所属区分について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。</u> <u>(イ) 総括関税鑑査官への送付</u> <u>税関は、所属区分に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「所属区分に係る申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官に送付するものとする。</u> <u>(ロ) 本省への上申</u> <u>総括関税鑑査官は、当該所属区分に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の所属区分について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u> <u>(ハ) 総括関税鑑査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の所属区分が変更又は撤回となつた場合には、当該所属区分に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該所属区分に係る申出書を受け付けた税関（下記(二)において「受付税関」という。）に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。</u> <u>当該貨物の所属区分が従前のとおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。</u> <u>(二) 当該照会者への回答</u> <u>受付税関は、総括関税鑑査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への所属区分に係る回答書を作成するものとする。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（事前検査） 67 - 3 - 9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項においてこの検査を「事前検査」という。）。	<u>ロ 原産地に係る回答に関する異議の申出</u> <u>前記 7 - 17 の(3)のイにより、照会者から照会貨物の原産地について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。</u> <u>(イ) 総括原産地調査官への送付</u> <u>税関は、原産地に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「原産地に係る申出書の写し等」という。）を添えて、総括原産地調査官に送付するものとする。</u> <u>(ロ) 本省への上申</u> <u>総括原産地調査官は、当該原産地に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の原産地について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u> <u>(ハ) 総括原産地調査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の原産地が変更又は撤回となつた場合には、当該原産地に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該申出書を受け付けた税関（下記(ニ)において「受付税関」という。）に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。</u> <u>当該貨物の原産地が従前のとおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。</u> <u>(ニ) 当該照会者への回答</u> <u>受付税関は、総括原産地調査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への回答書を作成するものとする。</u> <u>(8) その他</u> <u>イ 上記 7 - 22 の(1)、(2)、(6)及び(7)における送付、回付及び協議は、書面その他適宜の方法により行うものとする。</u> <u>ロ 上記 7 - 22 の(2)及び(6)に係る総括関税鑑査官と各税関との間の協議は、原則として相互に関税鑑査官が、同(2)及び(7)に係る総括原産地調査官と各税関との協議の場合は、原産地調査官が行うものとする。</u> （事前検査） 67 - 3 - 9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項においてこの検査を「事前検査」という。）。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 事前検査を行うことができる場合は、次の場合とする。 イ 前記 <u>7 - 19(事前照会に対する口頭回答の手續等)</u>の(3)のロに該当する場合 ロ及びハ （省 略） (2)及び(3) （省 略）	(1) 事前検査を行うことができる場合は、次の場合とする。 イ 前記 <u>7 - 17(納税申告等に係る事前教示の手續)</u>の(2)のイに該当する場合 ロ及びハ （省 略） (2)及び(3) （省 略）